

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際経済に関する取組		評価方式	総合	番号	10
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	414, 178	13, 109, 900	600, 640		12, 170, 669	
（ 補 正 後 ）	1, 027, 498	12, 484, 994	600, 640			
前年度繰越額（千円）		1, 874, 449				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）		▲ 43, 202				
歳出予算現額（千円）	1, 027, 498	14, 316, 241				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	328, 652	13, 315, 710				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	698, 846	1, 000, 531				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	【1. 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】 （1）目標 日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉に我が国にとって望ましい形での最終妥結に向けて取り組む他、貿易を通じた開発問題への取組、加盟交渉の推進、紛争解決制度の活用等を行う。EPA交渉については、現在進行中の交渉を加速し、早期の合意を目指す。 （2）測定方法 （イ）WTOドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けた我が国の貢献度合いや、WTO紛争解決制度の活用度合いを勘案して判断する。 （ロ）経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域大のEPAの研究に関する取組について勘案して判断する。					
	【2. グローバル化の進展に対応する国際的な取組】 （1）目標 G8については、平成21年度にイタリアで開催されたラクイラ・サミットのフォローアップを確実に行うとともに、平成22年度にカナダで開催されるムスコカ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に積極的に貢献していく。世界的な金融・経済危機に対応するために、これまで3回開催されたG20サミットについては、ピッツバーグでの合意により、その国際経済協力に関する「第一のフォーラム」として定例化されることとなり、平成22年度はカナダ及び韓国で2回開催される予定である。金融・経済危機の克服と世界経済の持続可能な成長の実現のために、G20における議論に今後は定期的に貢献していく。 OECDにおいては、OECDの諸活動への参加を通して国際経済秩序形成に積極的に参画する。 （2）測定方法 （イ）G8及びG20サミットの成果文書やその準備プロセスにおいて、我が国の政策がどの程度反映されているかをもとに判断する。 （ロ）OECDの理事会、委員会等の文書・提言等の策定、及びその普及に対する我が国の貢献の度合い等を勘案して判断する。					
	【3. 重層的な経済関係の強化】 （1）目標 （イ）ポゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向けた取組に積極的に貢献することにより、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与する。また、2010年のAPEC議長として、APECの新たなビジョンを示し、議論をリードする。 （ロ）日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議及び日・EU規制改革対話等において、日・EU経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議を進展させる。 （2）測定方法 （イ）APECの首脳・閣僚会議、貿易担当大臣会合及びその他の各種会議における成果文書やAPECにおける活動に対する我が国の貢献度合いを勘案して判断する。 （ロ）日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議及び日・EU規制改革対話等を通じていかなる日・EU経済関係強化の具体策が実現したかを勘案して判断する。また、国際社会の共通課題についての協議の内容の進展を勘案して判断する。					

	【４．経済安全保障の強化】 (１) 目標 エネルギー・鉱物資源、食料問題、漁業問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保すること。具体的には、①我が国へのエネルギー・資源の安定供給を確保するとともに、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図ること、②食料価格高騰問題への対応やFAO改革の推進により、世界の食料安全保障に資すること、③マグロ類、鯨類をはじめとする海洋生物資源について国際的な資源管理を通じて、我が国の漁業の安定と利益を確保すること。 (２) 測定方法 (イ) エネルギーおよび鉱物資源：「資源確保指針」にもとづく資源の安定供給や省エネルギー及び再生可能エネルギーの促進の度合い、関係国際機関等からの我が国の貢献に対する評価を勘案して判断する。 (ロ) 食料安全保障：海外農業投資の促進等による我が国への食料安定供給の確保、世界の食料供給の改善及び飢餓状況の改善に対する貢献の度合いを勘案して判断する。 (ハ) 漁業：海洋生物資源の保存と持続可能な利用の促進の度合い、国際機関及び国際会議等を通じた国際協力促進に対する我が国の貢献度合い等を勘案して判断する。 【５．海外の日本企業支援と対日投資の促進】 (１) 目標 日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資の促進等を通じて日本経済の構造調整を活性化させること。 (２) 測定方法 (イ) 模倣品・海賊版拡散防止条約（ＡＣＴＡ）の早期実現に向けた取組の加速について勘案して判断する。 (ロ) 在外公館からの実績報告等において、具体的な成果を確認し企業支援の取組の有効性について勘案して判断する。 (ハ) 対日投資残高について勘案して判断する。
政策評価結果を受けて改善すべき点	【１．多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】 (イ) 今後は、交渉の主要プレーヤーである米・印等の新政権の立ち上がりを捉え、ドーハ・ラウンド交渉を加速させる (ロ) E P Aに関しては、東アジアおよびアジア太平洋地域における広域経済連携の枠組みの研究や検討にも引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく、また、発効済みのE P Aの着実な実施に取り組んでいく。 【２．グローバル化の進展に対応する国際的な取組】 国際経済秩序の形成、国際的政策協調のための引き続き積極的参画を行う。G 8は、国際社会が直面する重要課題への対応に強い指導力を発揮しており、日本にとって望ましい国際環境を形成するため、引き続き、プロセスに積極的に取り組んでいく。G 2 0は、世界的な金融・経済危機を克服するために、国際社会が協調して政策を進める上で重要な役割を果たしているばかりか、ピッツバーグ・サミットにおいて国際経済協力の「第一のフォーラム」と格上げされたことも踏まえ、引き続き、議論に積極的に貢献していく。また、世界的な金融・経済危機を踏まえ、O E C Dにおける関連諸活動に更に積極的に参画していく。 【３．重層的な経済関係の強化】 (イ) ボゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向け、更なる貿易・投資の自由化・円滑化を促進するとともに、貿易の安全確保等の更なる促進を図る。各種プロジェクトを通じた域内経済協力の一層の強化を図る。 (ロ) EUが、巨大な単一市場としての存在感を増し、国際的なアジェンダ・規制のグローバルな基準設定の主体ともなりつつある中、EU各機関への働きかけ、EUの変化への対応に更にきめ細かく取り組む。また、現下の国際的な経済危機の中、日欧が協調・率先して危機克服の努力を進める。 【４．経済安全保障の強化】 エネルギー・鉱物資源・食料を巡る新たな情勢を受け、我が国への資源安定供給及び国際市場・貿易システムの安定化に向けた取組を強化する。また、漁業交渉を主導的に進めていくとともに、国際協力を推進する。 【５．海外の日本企業支援と対日投資の促進】 (イ) 模倣品・海賊版拡散防止条約（ＡＣＴＡ）の早期実現に向けた交渉を主要交渉参加国と連携をとりつつ、より一層加速する。また知的財産担当官会議の開催関係機関との連携等を通じた知的財産担当官の対応力を更に強化する。 (ロ) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化するため、ベスト・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を一層整備する。 (ハ) 平成22年までに対日直接投資残高をG D P比5%とするための取組を強化する。
評価結果の予算要求等への反映状況	国際経済に関する取組については、平成21年度政策評価書において、「目標の達成に向けて相当な進展があった」と及び「目標の達成に向けて進展があった」との評価結果を得ていることを踏まえ、我が国の経済外交における国益を保護・増進するため、下記に鑑み、平成22年度において予算要求を行うこととした。 【１．多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進】 (イ) W T Oを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化する。 (ロ) これまでに発効した多数のE P Aにつき、その着実な実施に取り組む。 【２．グローバル化の進展に対応する国際的な取組】 国際経済秩序の形成、国際的政策協調のための積極的参画を行う。G 8は、平成22年度はカナダで開催される予定であり、その準備会合等をはじめ、サミット・プロセスにおける議論に積極的に取り組んでいく。G 2 0は、米国・ピッツバーグでの合意により、その国際経済協力に関する「第一のフォーラム」として定例化されることとなり、平成22年度においても、世界経済の持続的な発展を確実なものとするため、主要国間の緊密な政策協調が必要となること、国際的議論に積極的に貢献していく。特にO E C Dにおいては、O E C Dによる世界経済の分析、及び政策提言をサポートするために我が国として貢献する必要がある。 【３．重層的な経済関係の強化】 (イ) 平成22年には我が国がAPEC議長となることも踏まえ、平成21年11月の首脳・閣僚会議で、APECの新たな進展・成果を盛り込むべく、地域経済統合に向けた作業の加速化や今後の経済成長の方向としての包摂的成長の概念の精緻化など、具体的な取組をより進展させる。 (ロ) 将来の課題である日EU・EPAも念頭に、引き続きビジネス界の提言を受けて政策への反映に努め、規制改革、投資分野のイニシアティブの実施を図る。このため、アジア太平洋地域における経済連携の進展にも留意しながら、日EU間の既存のメカニズムをより有効に活用していく。

	【４．経済安全保障の強化】 (イ) 国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、資源生産国・消費国間の対話の強化及び生産国との良好な関係を維持・強化する。 (ロ) 国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用を拡充していく。 (ハ) 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進を継続していく。 【５．海外の日本企業支援と対日投資の促進】 (イ) 近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、日本企業が深刻な悪影響を受けており、各国との協力関係を築くことが重要となってくる。それには、広く海外の模倣品・海賊版対策の法制及び法執行状況を調査する必要がある。 (ロ) グローバル化が進展する中、企業の海外での活動は一層活発化している。日本企業の海外でのビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動に対する支援を強化していく必要がある。 (ハ) 直接投資の促進が各国経済の発展には極めて重要であるとの認識に立つて早期の投資協定の締結に向けた具体的な作業を更に前進させる。
--	---

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国際経済に関する取組					番号	10		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	510,683	267,531	▲ 5,577	
	A	2	一般	外務本省	分野別外交費	アジア太平洋経済協力閣僚会議の開催等に必要な経費	0	11,716,472		
	A	3	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費	89,957	74,279		
	A	4	一般	在外公館	分野別外交費	アジア太平洋経済協力閣僚会議の開催等に必要な経費	0	112,387		
	小計						600,640	12,170,669	▲ 5,577	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>		
	C	2					<	>		
	C	3					<	>		
	C	4					<	>		
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>		
	D	2					<	>		
	D	3					<	>		
	D	4					<	>		
合計						600,640	12,170,669	▲ 5,577		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際経済に関する取組			番号		10	
事務事業名 整理番号			予算額（千円）			見直し額（A） うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B） うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
鯨類の持続的利用に関する代表者会合 A 1			12,679	7,102	▲ 5,577	▲ 5,577		▲ 5,577	執行状況を踏まえ、鯨類の持続可能な利用に関するセミナー開催事業について招へい国数を見直したことによる等の削減を行った。
合計						▲ 5,577			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：外務省経済局

政策名	国際経済に関する取組 (政策評価書[施策レベル評価版] 257 頁)	10
政策の概要	我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ-4-1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 Ⅱ-4-2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組 Ⅱ-4-3 重層的な経済関係の強化 Ⅱ-4-4 経済安全保障の強化 Ⅱ-4-5 海外の日本企業支援と対日投資の促進 Ⅱ-4-6 北海道洞爺湖サミットの開催	
政策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 【総合的評価】 Ⅱ-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-4-1 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-4-2 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-4-3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-4-4 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-4-5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ-4-6 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ 【必要性】 1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について エネルギーや各種資源に乏しい我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の下、経済的成長を遂げてきた。引き続きこのような体制を維持・強化するとともに、現在交渉中のドーハ開発アジェンダを最終妥結に導き、保護主義に対抗し、更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進に必要な施策である。さらに、WTO 加盟国間の貿易紛争を適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。 我が国は、我が国の貿易の4割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。 2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。 (1) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大といった目的に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査(ピア・レビュー)やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて先進的な「国際標準」の醸成、普及にあり、我が国にとり望ましい国際環境をつくるため、積極的に作業に参加することが必要である。	

(2)グローバル化が進展し、中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、また、世界的な金融・経済危機が続く中、OECD の有用性を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3.「重層的な経済関係の強化」について

(1)APEC

(イ)APEC はアジア太平洋地域の 21 の国・地域(エコノミー)が参加し、世界の人口の約4割、GDP 及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約7割、APEC の域内貿易率も約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。

(ロ)このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(2)ASEM

(イ)アジアと欧州両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(ロ)日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことを通じて、経済分野では、気候変動・環境問題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM 各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢、テロ、感染症等のグローバルな課題について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。

(3)EU

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」を着実に実施するとともに、同計画が想定した 10 年間の期間の終了に向けた、新たなビジョンを策定する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU 間の双方向の直接投資促進のための施策を実施する必要がある。我が国と EU は、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4.「経済安全保障の強化」について

(1)我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存している。エネルギー・鉱物資源はその8割以上を海外からの供給に頼っており、食料に関しても、我が国の自給率(カロリーベースで約4割)は主要先進国の中で最低水準にある。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、資源の安定的で持続的な供給の確保は基本的外交目標の一つであり、そのための国際協力や国際的枠組み作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

(2)また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。更に、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。

(3)エネルギー・鉱物資源・食料を巡る国際情勢が大きな変化を迎えていること、海賊はじめ海上安全上の脅威が引き続き深刻であること等を考慮すれば、経済安全保障分野の取組を更に強化していくことは急務である。

5.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1)近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在

的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

G8サミットは重要な国際的課題について首脳間で議論し対処していくことで、大きな影響力を持っている。そのため、G8サミットに積極的に参加することが必要である。特に、議長国は議題設定、議論の取りまとめに大きな責任を有しており、平成 20 年度は、G8議長国として、G8首脳会合、及びG8外相会合やG8開発大臣会合を始めとする各種G8関連会合での議論を主導することで、貢献していくことが必要であった。

【効率性】

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた資源の中、我が国は、閣僚会合始め種々の多数国間での議論の場に主要国の一員として参画する一方、二国間においても個別の働きかけを行うことで、WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数の EPA が発効または署名に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

限られた資源の中、国際社会のその時の喫緊のニーズを踏まえ、イノベーション、ソブリン・ウェルス・ファンド(政府系ファンド。SWF)、世界経済の見通し改定等の諸分野で、OECD 事務局の専門性を活用し、我が国の主張を反映させた形で、質の高いルール作りや政策提言を実現させることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

今後の地域経済統合のあり方に指針を与えた地域経済統合に関する報告書(平成 19(2007)年9月首脳会議及び閣僚会議にて承認)に基づき平成 20(2008)年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた地域経済統合に関する進捗報告書が承認され、引き続き取組を進めていくことが確認されるなど、地域連携の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

様々なレベルでの議論を踏まえ、個別具体的な課題についての協力が進展し、アジア・欧州関係の強化という目的を様々な分野において効果的に達成してきていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EU

日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU 間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目標達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4.「経済安全保障の強化」について

以下にかんがみ、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(1) エネルギー・食料については、北海道洞爺湖サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。特に、我が国の高い省エネルギー技術を外交に活用することを念頭に、IPEECの設立に向け大きな進展を得たことは意義深い。また、我が国への資源安定供給を強化するための施策の検討を進めることができた。漁業については、漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(2) 海洋に関しては、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、新たな法案を閣議決定・国会に提出し、海上自衛隊による現場海域での活動を開始することができた。また、CLCSに対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

5.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、平成 20 年度を通じ目標達成に向けた進展が見られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6.「北海道洞爺湖サミットの開催」について

平成 20 年度において、我が国はG8議長国としてG8首脳会合、及びG8外相会合やG8開発大臣会合を始めとする各種G8関連会合における議論を主導し、我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成、二国間の枠組みだけでは解決困難な諸課題への取組において大きな成果を得ることができた。

ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【有効性】

1.「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) これまで多角的自由貿易体制の上に経済成長を実現させてきた我が国にとり、ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導き、保護主義に対抗することは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するために不可欠である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば平成 20 年度に発効したインドネシア、ブルネイ、及びフィリピンとの EPA により、それぞれ往復貿易額の約 92%、約 99%、及び約 94%の関税が 10 年以内に無税となる。また、我が国初の複数国間の EPA である ASEAN 全体との協定が発効したほか、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至った。湾岸協力理事会(GCC)、インド及び豪州との EPA/FTA 交渉も推進しており、高い水準の自由化と幅広い分野を取り扱うことを目指している。平成 16 年 11 月以降、交渉が中断している韓国との EPA については、平成 20 年6月及び 12 月に交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を実施し、平成 21 年2月の日韓外相会談でレベルを審議官級に上げることで一致した。さらに、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき研究及び検討が進んでいる。

2.「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) ルール作り及び政策協調への参画

OECD におけるルール作り及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、参加国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

その中で OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点から、また世界標準に照らし対等な競争環境を整備することが我が国企業の利益に資するとの観点から、有効である。

3.「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は地域協力推進を実施していく上で有効である。

(2) ASEM

アジア・欧州関係がグローバルな課題や両地域に共通の問題について自由で継続的な議論を行いアジアと欧州のバランスのとれた協力を進めていく上で、ASEM は有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要があり、この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU (または欧州各国) 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

4.「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源の安定供給のためには、(イ) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(ロ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ハ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

また、食料危機に対しては、中長期的視点に立った増産と供給体制の改善が必要である。このため、国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) 等の国連・国際機関との連携強化が有効である。

(2) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会 (IWC) における我が国の立場の主流化を図るための国際理解の増進が有効である。

(3) 海洋問題

海上の安全確保のためには、海賊問題に有効に対処するための国際協力を推進するとともに、ソマリア及び周辺沿岸国に対する支援が重要である。

また、海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所及び大陸棚限界委員会 (CLCS) への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参加を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が重要である。また、我が国の大陸棚延長作業に関連し、国連等からの情報収集、関連会議への対応も重要である。

5.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備が有効である。

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をするためのガイドラインも策定した。さらに、「日本企業支援センター」については、平成 18 年度にインド、タイ及びチリの大使館内に設置したのに続き、平成 20 年度にはホーチミン及び広州の総領事館内に設置し、企業が在外公館に気軽に相談できる体制を整え、企業のニーズへの対応の強化を図った。

(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成 20 年末の対日直接投資残高は、17.1 兆円 (一次推計値、GDP 比約 3.4%) まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

6.「北海道洞爺湖サミットの開催」について

G8 サミットを通じ、主要国首脳間で主要な国際的課題につき議論し対処していくため、特に平成 20 年度には、G8 議長国として議論を主導したことは有効であった。

【反映の方向性】

1.「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国新政権の立ち上がり等、主要国の動向にも留意しながら、6 月の OECD 閣僚理事会や G8 サミットなど議論の機会を見据えつつ、ラウンドの早期妥結を目指して引き続き精力的に取り組を進めていく。また、保護主義への抵抗については、平成 21 年 4 月のロンドン・サミットでの首脳間の合意を履行すべく、引き続き WTO による監視を支持し、積極的な貢献を行う。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想 (ASEAN 構成国及び日中韓)、東アジア包括的経済連携構想 (ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)、並びにアジア太平洋自由貿易圏構想 (FTAAP) の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、今後は、これまでに発効した多数の EPA につき、その着実な実施に取り組む。

2.「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。

3.「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

平成 22 年には我が国が APEC 議長となることも踏まえ、平成 21 年 11 月の首脳・閣僚会議で、APEC の新たな進展・成果を盛り込むべく、地域経済統合に向けた作業の加速化や今後の経済成長の方向と

しての包摂的成長の概念の精緻化など、具体的な取組をより進展させる。

(2) ASEM

平成 21 年5月に開催される第9回外相会合(於:ハノイ)に関する取組に重点を置きつつ、アジア欧州財団(ASEF)との協力及び専門家会合等具体的な協力を通じて、今日の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

(3) EU

将来の課題である日 EU・EPA も念頭に、引き続きビジネス界の提言を受けて政策への反映に努め、規制改革、投資分野のイニシアティブの実施を図る。このため、アジア太平洋地域における経済連携の進展にも留意しながら、日 EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用していく。

(4) 日 EU、APEC 及びこれらをつなぐ ASEM それぞれのフォーラムにおける協力を有機的に連携させることで重層的な経済関係の強化に努める。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の生産国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取組む。また、海外における農業投資の行動原則を策定に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨、航行安全等への国際的協力、200 海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。

(4) 海洋問題については、近隣国との境界画定問題や国連海洋法条約の実施等法的問題への取組を強化する観点から定員要求を行う予定。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

(2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。

(3) 平成 18 年6月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

北海道洞爺湖サミットのフォローアップを確実に行うとともに、平成 21 年度にイタリアで開催されるラクイラ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【目標の達成状況】

[目標] 我が国の経済外交における国益を保護・増進すること。

本施策を構成する具体的施策ごとの目標の達成状況は以下のとおり。

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

WTOドーハラウンド交渉については、平成20年前半には、農業、鉱工業品等市場アクセス、サービス貿易、ルールの各交渉分野において議論のたたき台となる文書が提示された。これを受けて7月にジュネーブで開催された閣僚会合では、我が国は主要国の一員として少数国会合に出席し、議論の進展に貢献した。また、サービス貿易についてのシグナリング閣僚会合が開催され、前向きな進展が得られた。また、同年後半においては世界経済・金融の低迷を受け、11月の金融・世界経済に関する首脳会合及びAPEC首脳会合にて保護主義関連措置の自粛に合意した。さらに、WTO紛争解決手続きに当事国及

び第三国として参加することで、貿易紛争を解決し、また、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するように努めた。

経済連携協定(EPA)については、平成20年度には、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、及びフィリピンとの協定が発効し、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至るなど、多数のEPA交渉が大きく前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究又は検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。

2.「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国は、OECDに関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展した。

3.「重層的な経済関係の強化」について

(1)ボゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向けた取組に積極的に貢献することにより、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。

(2)ASEMの各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。特に、我が国が「気候変動に対する適応セミナー」(平成20年10月)を主催し、また、新型インフルエンザ対策において主導力を発揮した。

(3)日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議及び日・EU規制改革対話等において、日・EU経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。

4.「経済安全保障の強化」について

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき相当な進展があった。

(1)資源価格の歴史的な高騰の中、「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給に努めた。G8、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。特に北海道洞爺湖サミットでは包括的な合意を取り付けた。エネルギー効率向上の伝搬のため、国際省エネルギー協力・パートナーシップ(IPEEC)の設立を主導した。

(2)各地で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミットはじめ首脳外交を駆使して、国際社会の取組を主導した。FAO改革を推進したほか、我が国への食料供給の一層の安定のため、海外農業投資促進に向けた政府の取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

(3)漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(4)ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、平成21年3月、新たな海賊対処のための法案を閣議決定・国会に提出した。また、海上自衛隊の護衛艦2隻が現場海域での活動を開始した。このほかにも、ソマリア沖、東南アジアの海賊対策に関する様々な国際協力を強化した。

(5)大陸棚限界委員会(CLCS)に対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

5.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

以下に示す通り、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1)模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期実現に向けて、関係国間で議論を行っており、平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行った。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域にお

	いて知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。 (2)ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成 20 年度にホーチミン及び広州の総領事館内に日本企業支援センターを設置し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。 (3)平成 20 年末の対日直接投資残高が 17.1 兆円(一次推計、GDP 比約 3.4%)まで伸びた。 <u>6.「北海道洞爺湖サミットの開催」について</u> 今回のサミットは、最近の会合に比べても、極めて重要なサミットとなった。議論の結果は、G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言に加え、3つの独立声明及び議長総括として発表された。多くの成果が得られたが、中でも、環境・気候変動問題については、G8は2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量の少なくとも 50%削減を達成するとの長期目標を世界全体の目標として採択することを求めるとの認識で一致し、また、初めての主要経済国首脳会合を開催した。 世界経済については、一次産品の価格高騰問題やインフレ圧力への懸念に対し、経済の安定と成長を確保するため、引き続き適切なマクロ経済運営と構造政策を行っていく決意を示した。開発問題については、特に保健分野を集中的に議論した。また、食料価格高騰問題やアフリカ諸国支援のための具体的な取組についても合意することができた。政治分野では、京都で開催されたG8外相会合における議論を踏まえ、北朝鮮、イラン、アフガニスタンなどについて議論を行った。 今回のサミットでは、一部のセッションにG8以外の諸国首脳を多数招待し、会合規模はサミット史上最大となった。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 169 回国会における福田総理の施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	(開かれた日本) - 世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。日本の空の自由化や貿易手続の効率化に加え、日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。 (「平和協力国家日本」) - 本年、我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、こうした「人間の安全保障」での課題解決に向け、G8各国やEUとも協力してまいります。 「平和協力国家」としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることが必要です。そのため・・・、資源・エネルギー外交を進めます。 (友好的な二国間関係の発展) - 四方を海に囲まれた我が国として、新たな「海洋立国」を目指し、政府一体となって、大陸棚調査を

		始めとする海洋施策を総合的に推進します。 (第五「低炭素社会」への転換) ・北海道洞爺湖サミットは、我が国の環境問題への取組を世界に発信する大きなチャンスです。
第 169 回国会における高村外務大臣の外交演説	平成 20 年 1 月 18 日	(北海道洞爺湖サミットとTICADIVでのリーダーシップ) ・本年、我が国はG8サミット議長として、北海道洞爺湖サミットを主催します。私自身は京都外相会合および開発大臣会合の議長を務めます。 ・我が国はこれまで、世界の平和と安定のために積極的な役割を果たしてまいりました。今回我が国は、それに加えて、G8議長国、TICAD主催国として、世界の平和と安定に向けた各国の外交努力を結集するという、大きな国際的責任をを果たすことが期待されています。 (国際社会の共通課題) ・気候変動問題と密接不可分の関係にあるのがエネルギー安全保障です。中長期的視野に立った、安定的なエネルギー・資源確保に努めるため、輸入先とエネルギー源双方の多様化を図ります。また、二国間及び多国間の協力を通じて輸送路の安全対策を強化してまいります。さらに、振興経済国におけるエネルギー効率の向上、再生可能エネルギーや省エネ技術の活用に向けて、国際社会と協力して取り組むとともに、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを前提として原子力協力を推進してまいります。 (国際経済体制の強化と国際社会における「法の支配」) ・多角的貿易体制の強化は我が国にとって死活的な利益です。WTOドーハ・ラウンド交渉は、農産物、非農産物に関する関税等の引き下げ方式に合意できるかどうか、という決定的に重要な局面を迎えています。早期妥結に向けて、引き続き積極的に交渉に参画し、バランスのとれた交渉結果が得られるように政府一丸となって全力で取り組んでまいります。
第 170 回国会における麻生総理の所信表明演説	平成 20 年 9 月 29 日	(持続可能な環境) ・資源高時代に対応した、経済構造転換も求められます。 ・なすべきは、第一に、成長と両立する低炭素社会を世界に先駆けて実現すること。第二に、我が国が強みを持つ環境・エネルギー技術には新たな

		な需要と雇用を生む力があることを踏まえ、これを育てていくこと。そして第三に、世界で先頭をゆく環境・省エネ国家として、国際的なルールづくりを主導していくということです。 (誇りと活力ある外交・国際貢献) ・アジア・太平洋の諸国と共に地域の安定と繁栄を築き、共に伸びていく。
第 171 回国会における麻生総理の施政方針演説	平成 21 年 1 月 28 日	(新しい秩序創りへの貢献) ・私は、昨年 11 月、ワシントンでの金融サミットで、我が国の過去の金融危機とそれを克服した経験を各国首脳に説明しました。また、国際通貨基金の機能強化と、最大一千億ドルの融資による日本の貢献策を表明しました。あわせて、次のことも提唱しました。一つは、金融市場の監督と規制に関する国際的な協調の必要性です。もう一つは、保護主義に陥ることなく、世界の貿易と経済を拡大することの必要性です。 これらは、各国の賛同を得て、進みつつあります。世界第二位の経済規模を持つ日本は、世界経済の新しいルール創りに積極的に貢献しなければなりません。 (改革による経済成長) ・WTOドーハ・ラウンドの早期妥結や、経済連携協定の交渉に取り組みます。 (4 世界への貢献) ・アジア・太平洋の諸国との連携 (自由と繁栄に向けての支援、テロ・海賊対策) ・資源・エネルギー外交を進めます。 ・ソマリア周辺などでの海賊の襲撃は、日本を含む国際社会にとっての脅威であり、緊急に対応すべき課題であります。関係国との連携の下、実行可能な対策を早急に講じ、新たな法制の整備を検討します。
第 171 回国会における中曽根外務大臣の外交演説	平成 21 年 1 月 28 日	(外交の基本方針) ・昨年、我が国は、北海道洞爺湖サミット、第4回アフリカ開発会議(TICADIV)を主催し、国際社会共通の課題の解決に向け、大きな成果を達成いたしました。 (アジア近隣諸国との関係強化) ・基本的価値を共有するインドや豪州との間でも、安全保障や経済連携を含め、多様な分野で関係を発展させていきます。 ・東南アジア諸国連合(ASEAN)の各国との関係

		を、本年の日メコン交流年や重層的な経済連携の取組などを通じて、多くの分野で強化し、また、ASEANの統合と発展を力強く支援してまいります。 ・アジア太平洋経済協力(APEC)や東アジア首脳会議などの枠組みを活用して、アジア諸国と共にこの地域の経済的安定と発展のために一致して取り組んでまいります。 (基本的価値の共有と平和と安定への協力) ・基本的価値を共有する欧州諸国や欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)などとの連携を強化してまいります。 (世界経済) ・中でも、現下の金融・経済危機の克服は、我が国を含む国際社会の喫緊の課題です。麻生総理は、昨年11月の金融・世界経済に関する首脳会合において、我が国の経験を踏まえた具体的な提案を行い、各国の連帯を呼びかけました。早急に実体経済の悪化を食い止め、各国が保護主義に陥ることを防ぐことにより、世界経済の安定を確保し、危機再発を防止することが必要です。 ・世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結、経済連携協定や投資協定などの交渉及びこれら協定の活用に積極的に取り組みます。 ・また、中長期的視点に立って、エネルギー・資源を安定的に確保するため、主要生産国との関係強化に加え、輸入先とエネルギー源双方の多様化を図ります。二国間及び多国間の協力を通じて輸送路の安全対策も強化してまいります。さらに、近年の世界的食料需給のひっ迫を踏まえ、食料安全保障の一層の強化に向けた具体的施策に取り組んでまいります。 (テロ・海賊対策など) ・航行の安全確保や、何よりも、日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は正に火急の課題であり、新たな法整備の検討を進めるとともに、できることから早急に措置を講じてまいります。
平成20年度重点外交政策	平成19年8月	1. 我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化 (2) アジア・近隣諸国との対話・協力の強化と諸懸念の解決 ・東アジア首脳会議(EAS)協力の深化とアジア太平洋地域協力の重層的な発展

			2. グローバルな課題への責任ある取組 (1) 北海道洞爺湖サミットにおけるリーダーシップの発揮 ・G8参加各国との協力関係強化 ・環境・気候変動に対する積極的取組 (4) グローバル化への対応と国際ルール強化 ・WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化及びEPA/FTAの推進(知財保護強化を含む。) (5) エネルギー安全保障 ・エネルギー・資源供給源へのアクセス確保とその多様化、輸送路の安全確保、省エネ・エネルギー効率向上を国際社会で推進 3. 力強い外交のための基盤強化 (1) 外交実施体制強化 ・企業支援、地方及びNGOとの連携強化
	平成 21 年度重点外交政策	平成 20 年8月	1. オールジャパンの総力を結集した機動的な外交 (3) 経済上の国益の確保・増進(資源・食料安全保障、グローバル経済に対応した国際ルール作り(WTO等)、経済連携推進等)